

調布市議団ニュース

2020年6・7月号



雨宮 幸男
487-8464



むとう千里
444-8206



岸本なお子
442-8751



坂内 淳
485-8944

新型コロナ感染症特集

●メール jcp-choufu@nifty.com ●電話・FAX 042-481-7280

2020年度予算議会・臨時市議会

新型コロナ感染症対策の強化、市民の命・くらしを守る市政を

新型コロナ感染症対策に全力を尽くします

世界各国で猛威をふるっている新型コロナウィルス感染症拡大が市民のくらしに深刻な影響を及ぼしています。

日本共産党調布市議団は、議会論戦、アンケート活動や生活相談での聞き取り、市長・教育長あての緊急要望書の提出などの活動を通じ、市民生活への影響を抑えるため、力を尽くしています。

裏面にはアンケートもありますので、みなさんの声を聞かせください。

コロナ対策の強化を求め要望を提出

調布市議団はこれまで、市長・教育長あてに3度の「新型コロナウィルス感染症に関する緊急要望書」を提出してきました。

3月の予算議会では、学校休校への対応やそれに伴う給食費の返還、休校中の学校施設を利用した子どもの居場所づくりを始め、フーフォー事業や学童クラブの対応強化、事業者の休業に伴う市独自の補償実施、コロナ関連の相談窓口の一本化、市の関連施設休館時の非正規職員への給与補償実施、市独自のPCR検査センターの設置、国保税や住民税などの減免や納税猶予、リスクの高い高齢者や障害者の実態調査など、日々刻々と変化する国や東京都の対応や市民からの相談やアンケートで寄せられた声を、直接、調布市に届ける活動を行ってきました。

まずなによりも健康第一、「感染しない・感染させない」ために、手指消毒や換気の実践、密閉・密集・密接の「三密を避ける」などを徹底させて、この困難をとともに乗り越えていきましょう。

スピードを上げた対応を最優先で

予算議会・代表質問では、政府の方針によって波紋を呼んだ、小中学校・高校・特別支援学校のいっせいの臨時休校への対応

「市民の命を守る医療体制確立」について質問。臨時休校後に寄せられた市民の声や閉店した市内店舗の様子、行き場を失う子ども達の実態を紹介しながら、「自治体の判断が可能にもかかわらず休校を決めた理由を明らかにすべき。また医師会などと相談し、

医療体制の強化を」求めました。

市は「2月に対策本部を立ち上げ、国や東京都の方針を受けて情報共有を図り、市主催のイベント等を中止・延期したほか、公共施設の一部閉館を行うなどを実施し、学校休校に伴う子どもの居場所づくりも可能な対応を図っていく」と述べました。

臨時市議会

コロナ対策補正予算可決

調布市はこれまで、国の緊急事態宣言、都の外出自粛要請、営業の休業要請などを受け、施設の休館や三密回避、手指消毒の励行・徹底を市民にも呼びかけるとともに国が進める国保税の減免拡充、税金の支払い猶予のほか、市内中小事業者向けの「事業資金融資あっせん制度」を拡充し業歴が短くても、最大3

口まで利用可能とし、返済期間の据え置き期間を、これまでの6ヶ月から1年とするなどの緊急対策をとってきました。

●5月15日の臨時市議会では、国民一人あたり10万円の特別定額給付事業、医師会との協力で

市内にPCRセンターの設置、発熱外来の実施やコロナ感染症患者の受け入れを行う医療機関への支援策実施、市内飲食店等へのテイクアウトの購入や書店での書籍購入に使える商品券を子育て世帯に配布する事業、子育て世帯に市独自に国保税のさらなる減免実施などの補正予算が全会一致で可決しました。

市民から寄せられた声（抜粋）

●日本共産党が行った新型コロナ感染症の影響に関するアンケートや相談等で寄せられた声をご紹介します。

●複数店舗経営の飲食業の方「昨年比で1200万円減収。学生アルバイトは休んでもらっているが生活が苦しい学生には夕食を提供している」

●40代男性「非正規で働いていますが仕事が全くなかった」

●20代女性「会社の収入が減り、給与を15%減らすと言われた。住宅手当として出していた分が全部なくなるのでこのままでは生活に不安」

●50代女性「コロナの影響でエステサロンを早々に閉めた。次の仕事が見つかるか心配」

●6月5日からは第2回定例会が開会。感染症の終息には、長い期間がかかると言われていいます。ひきつづき、コロナ対策強化のため、市民の声とともに、がんばります。

●40代女性「4月以降有休を使って休むように言われた。1割〜2割の減収で国保税を払ったから手元に残るのは5万円ほど。これでは暮らしていけない」

●40代女性「夫が入院して生活がきつい。一日も早く給付金ほしい。いつ支給されるのか」

●60代女性「在宅勤務となり給料が6割しか出ず、生活できない」

多くのみなさんから、相談が寄せられています。市議団では、それぞれの方が抱える困難を解決するために相談活動を続けています。お困りのことがあるときは、ぜひ、ご連絡ください

法律相談のご案内

- 毎月第3月曜日
 - 場所 市役所共産党控室
 - 井口弁護士 (武蔵野法律事務所)
- 予約が必要です。

※市議団控室またはお近くの議員までご連絡下さい。

新型コロナウイルス関連の問い合わせ先はこちら

■1人10万円の特別定額給付金について

各家庭の世帯主あてに郵送方式の申請書送付。
記入の仕方や本人確認書類などの問い合わせは
市の専用コールセンターへ

電話 042-481-7319

■休業や失業などで生活に不安のある方、生活福祉資金特例貸付、住宅確保給付金などのお問い合わせは

調布市社会福祉協議会

電話 042-481-7693

■水道料金・下水道料金の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受け、一時的に水道料金等の支払いが困難な事情が発生した方は相談できます。

調布市の窓口

電話 042-548-5110

東京都水道局多摩お客様センター

電話 0570-091-101

■国民健康保険税、住民税などの支払いが苦しい時、支払い猶予や減免相談ができます。

納税課

電話 042-481-7214~7220

国保年金課

電話 042-481-7052~7056

■調布市PCR検査センターが設置されました。

「熱が続いている」「咳がある」などの体調が悪い方や「新型コロナウイルスかも…」と思ったら…。

まずはいつも診ていただいている「かかりつけ医」「近くの診療所」にご相談ください。詳しいことを教えていただけます。

そのほか、生活に困った時や何が利用できるのかわからない時などは、日本共産党へご相談ください。

留守電の場合、お名前と連絡先を残していただければ、こちらからご連絡いたします。

●日本共産党調布市議団 電話 042-481-7280

切り取り線

新型コロナ感染症に関するアンケートへのご協力をお願いします

回答は、切手不要の封筒に入れて投函していただくか、市役所内の日本共産党調布市議団控室へのFAX送信も可能です。 FAX番号 042-481-7280

1, 仕事やお店、給料・手当など生活や日頃の活動、営業への影響についてお困りのことや不安なこと、望んでいることをお書きください。

2, 発熱、受診など、医療や保健事業に対してお困りのことや不安なこと、希望することをお書きください。

3, 子どもの居場所や保育、学習に関する不安やお困りのこと、希望することをお書きください。

4, 新型コロナ肺炎感染症に関してどんなことでも結構です。ご意見、ご要望をお聞かせください。

お困りごとについてご相談を受け付けています。必要な方は、こちらからご連絡いたしますので、お名前と町名、連絡先のご記入をお願いいたします。